

# 奈義小学校いじめ問題対策基本方針

令和5年4月

## いじめに関する現状と課題

本校では、児童相互のつながりがおおむね良好であるが、いじめ案件は、継続指導も含め少なからず発生している状態である。しかし、いじめに関しては、学級での交友関係の偏りや孤立しがちな児童も一部で見られ、日々注意していかなければならない状況にある。今年度は、このような状況から改めていじめ対策委員会を主体に「いじめへの基本的な考え方」や具体の3つの取り組み、教職員による日頃の児童の見取り、スクリーニング等を通していじめの未然防止に取り組む必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・全教職員がいじめ問題に対し、共通認識のもとに、迅速かつ適切に対応する。
  - ・いじめは、どの学級でも起こりうるという認識のもとに、全ての児童を対象としたいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- <重点となる取組>**
- ・いじめの未然防止を目的とした定期的なアンケートの実施と適切な対処・指導。積極的な生徒指導（賞賛と規律）。
  - ・分かる学習と学習集団作り。
  - ・ケース会の開催、いじめ対策会議、職員会議での児童理解の時間等によるいじめ問題への対処。

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

- ・教育相談日を設け、保護者の悩みや気になる児童についての話し合いを行う。
- ・PTA研修会や地区懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換会や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。
- ・PTA啓発のために「人権講演会」や「みよう会」などで、情報モラル等についての研修会を実施する。

### 学 校

#### いじめ対策委員会

##### <対策委員会の役割>

・いじめ問題への対処。いじめ事例への対処、指導方法の協議・検討。年間計画の立案、実施、検証

##### <対策委員会の開催時期>

・事例発生時に確実に管理職への報告を行い、その指示のもと随時開催。年6回を定例とする。

##### <対策委員会の内容の教職員への伝達>

・職員会議等時、あるいは随時関係職員を集めて、いじめの内容、原因等を共通理解し、適切な対処法を協議・検討。

##### <構成メンバー>

・校外 スクールカウンセラー、保健福祉士  
・校内 校長、教頭、関係する担任、関係する学年団、生徒指導担当、養護教諭、教務主任

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

家族関係や生活支援に関係する事柄が浮き彫りになった場合等、必要に応じて、児童相談所や町の関係部署との連携を図る。

- ・津山児童相談所
- ・奈義町保健福祉士
- ・町内民生委員
- ・巡回相談
- ・県教育委員会  
(ネットパトロール事業等)

## 学校が実施する取組

①  
いじめの防止

- ・分かる授業を大切にし、全員発表やグループ学習、伝え合い等の取り組みにより、どの児童も学習に参加できることを目指す。
- ・児童一人一人を大切に賞賛を行い、自己肯定感を高め、何事にもくじけず根気よく取り組む気持ちを育てる。
- ・学習規律や生活規律を守る気持ちを育み、自己抑制力を伸ばす。
- ・他者への思いやりや気遣いの気持ちを身に付けさせるとともに、人の嫌がることをしないなどの行動を賞賛し伸ばす。

②  
早期発見

- ・毎月の生活アンケート、週末日記、いつでも相談できるフォーム、相談ポスト、スクリーニングを実施し、気になる問題行動や児童からの訴えをとらえ、早期発見・対処に努める。
- ・職員会議で児童理解の時間を設け、気になる児童についての報告と情報共有を行う。
- ・GIGAスクールの一斉端末を使用する中で、ICTの使い方の指導とともに情報モラル教育を行う。
- ・学習規律や生活規律を守る気持ちを育み、自己抑制力を伸ばす。
- ・他者への思いやりや、気遣いの気持ちを身に付けさせるとともに、人の嫌がることをしないなどの行動を育てる。

③  
いじめへの対処

- ・連絡を受けたりいじめの疑いが強まったりしたときは、事実確認を行い、いじめ対策委員会を早急に開催する。
- ・いじめがあったことが確認された場合には、当該児童及びその保護者に対して寄り添い支援を行うとともに、指導の流れ等の確認を行う。
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。